

宮城県ゆずりあい駐車場 利用制度のご案内

平成30年9月から運用を開始した「宮城県ゆずりあい駐車場利用制度」は、公共施設や商業施設などの障害者等用駐車区画について対象者の方以外の不適正な利用の抑止を図るために、歩行が困難な障がい者の方などに障害者等用駐車区画の利用証を宮城県が交付する制度です。

対象となる駐車区画を利用する際には、車内に利用証を掲示します。



(利用証掲示のイメージ)

利用証の交付対象者

身体障害者や要介護認定を受けた者、妊産婦、けが人など(裏面に掲げる基準に該当する方)で歩行が困難な方です。

利用証を使用できる駐車区画

制度の実施について協力を申し出た公共施設や商業施設の障害者等用駐車区画で、対象区画であることを標示している場所です。

幅広の「車いす使用者優先区画」と、通常幅の「ゆずりあい区画」の2種類があります。

※ 設置されている駐車区画の種類や数は、各施設によって異なります。



(対象区画であることを示すステッカー)

利用証の交付申請方法

申請方法		申請窓口
電子申請		「みやぎ電子申請サービス」のページから申請してください。 
郵送による申請		県庁(保健福祉部社会福祉課)で受付
持参による申請	県	県庁(保健福祉部社会福祉課)及び県の保健福祉事務所(地域事務所)で受付
	市区町村※	柴田町 七ヶ浜町 大郷町で受付 ※市区町村窓口は上記自治体にお住まいの方のみ、お住まいの自治体の窓口で申請可能です。

※ 利用証は利用者の方1人につき、1枚のみの交付となります。複数枚の交付はできませんので、御理解をお願いします。

お問い合わせ先

宮城県保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班

電話:022-211-2519 E-mail:syahukc@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ:

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/parking.html>



宮城県HP

○ 利用証を交付する対象者の交付要件等

対象者区分				交付要件		確認書類		有効期間	
身体障害者	視覚障害			身体障害者手帳等級	4級以上		身体障害者手帳	なし	
	聴覚障害				3級以上				
	平衡機能障害				5級以上				
	肢体不自由	上肢			2級以上				
		下肢			6級以上				
		体幹			5級以上				
		乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能		2級以上				
	移動機能		6級以上						
	内部障害	心臓機能障害			4級以上				
		じん臓機能障害			4級以上				
		呼吸器機能障害			4級以上				
		ぼうこう又は直腸の機能障害			4級以上				
		小腸機能障害			4級以上				
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			4級以上				
		肝臓機能障害			4級以上				
知的障害者				療育手帳「A」		療育手帳			
精神障害者				精神障害者保健福祉手帳「1級」		精神障害者保健福祉手帳			
難病患者				特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者 登録者証の交付を受けている者		各受給者証又は登録者証			
要介護認定を受けた者				要介護状態区分が「要介護1」以上		介護保険被保険者証			
妊産婦				妊娠7か月から産後1年まで ※産後は乳児同乗の場合に限る		母子健康手帳 ※ 予め出産(分娩)予定日 又は出産日を記入してください		妊娠7か月から産後1年まで	
けが人又は病気の者その他移動に配慮が必要と認められる者				医師の診断書等により、移動に配慮が必要であることを確認できる者		「医師の診断書・意見書等」及び「本人確認書類(自動車運転免許証、保険証等)」		医師の診断書等による必要期間以内	